

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

幼稚園の授業料について、規定を整備するため、名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和元年6月6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 改正理由・内容

国の幼児教育・保育の無償化の方針を受け、本市として国の方針等に対応するため、市立幼稚園について、授業料を無償化します。

2 施行期日

令和元年10月1日から施行します。

3 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

令和元年第 号議案

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 6 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに名古屋市立の幼稚園の授業料」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 名古屋市立の幼稚園の授業料は、徴収しないものとする。

「別表（第 1 条関係）
別表中 高等学校 」を「別表（第 1 条関係）」に改め、同表幼稚園の表を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、幼稚園の授業料について、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（抜すい）

(授業料等の額)

第 1 条 名古屋市立の高等学校の授業料、入学料、入学検定料及び聴講料並び

に名古屋市立の幼稚園の授業料（以下「授業料等」という。）の額は、別表のとおりとする。

2 名古屋市立の幼稚園の授業料は、徴収しないものとする。

別表（第 1 条関係）

高等学校

(略)

幼稚園

区分		授業料の額（月額）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	0円	0円
	A階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月			

B	までにあつては前年度分)の市町村民税非課税の世帯又は市町村民税が均等割の額のみ(所得割非課税)の世帯		3,000円	0円	0円
C ₁	A階層を除き、当該年	77,100円以下	7,700円	4,900円	0円
C ₂	度分(4月から8月までにあつては前年度	77,101円以上 211,200円以下	8,200円	4,900円	0円
C ₃	分)の市町村民税の所得割の額が右の区分に	211,201円以上 270,900円以下	8,200円	4,900円	0円
C ₄	該当する世帯	270,901円以上	8,200円	4,900円	0円

備考					
1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号並びに法第28条第2項第1号及び第3号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額は、この表の授業料の額(月額)欄に掲げる額とする。 2 区分は、各月初日の法第20条第4項に規定する支給認定保護者(以下「支給認定保護者」という。)、その配偶者並びに支給認定保護者及びその配偶者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者で、次に掲げる事由に該当する者の収入及び市町村民税の納付額により認定する。 (1) その者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を算定する場合において、法第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。)を地方税法に規定する扶養親族としていること。 (2) その者が健康保険法(大正11年法律第70号)その他の医療保険に関する法律に規定するところにより、支給認定子どもを被扶養者としていること。 (3) その者の収入及び市町村民税の納付額がその世帯に属する他の者より多いこと。 3 2の区分は、市町村民税の所得割を課されている者が複数あるときは、それぞれの市町村民税の所得割の額の合算額をもって認定する。 4 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額)をいう。 5 区分がB階層であつて、次に掲げる世帯に該当する場合における授業料の額は、この表にかかわらず、					

0 円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に支給認定子どもを扶養しているものの属する世帯

(2) 次に掲げる者の属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳又は市長が発行する愛護手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第 134 号）第 3 条に定める特別児童扶養手当の支給の対象となる要件に該当する障害児

エ 国民年金法（昭和34年法律第 141 号）による障害基礎年金等の支給を受けている者

(3) 生活の状態が特に困窮していると市長が認めた世帯

6 区分がC₁階層からC₄階層までのうち教育委員会規則で定めるものであって、前項各号に掲げる世帯に該当する場合における授業料の額は、この表にかかわらず、教育委員会規則で定める。

7 第 1 子とは支給認定保護者の属する世帯の子ども（教育委員会規則で定める子どもに限る。）（以下「世帯子ども」という。）のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第 1 番目の子どもをいい、第 2 子とは世帯子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第 2 番目の子どもをいい、第 3 子以降とは世帯子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第 3 番目以降の子どもをいう。

8 入園した日の属する月にあつては、この表の授業料の額（月額）欄に掲げる額に、7,000 円をそれぞれ加算して得た額を徴収する。ただし、名古屋市立の幼稚園に在園した後再び入園する場合は、この限りでない。